

名 称 第68回 奈良県行政不服審査会

日 時 令和8年4月30日(木) 10時00分から10時45分まで

会 場 修徳ビル 地下1階会議室

出席者 第1部会委員：中原部会長、藤次委員、森村委員  
事務局：総務部行政・人材マネジメント課

次 第 1. 開会

2. 議事

令和7年度諮問第4号事案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく処分に係る審査請求

(1) 事案の概要説明(事務局)

(2) 審議

3. 閉会

議 事 令和7年度諮問第4号事案

当該事案に係る審議を行った。

公開・非公開の別 非公開

非公開の理由：審議会等の会議の公開に関する指針3のイ（奈良県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報（不開示情報）について審議を行う場合）に該当

[奈良県情報公開条例第7条第2号 抜粋]

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。